

令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

（1）平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

（2）平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

（3）平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

（4）令和元年度

令和2年度の保育所等保育料を据え置き

4 令和3年度の保育料（利用者負担）について

国は、令和3年度においても国基準額を据え置くこととしています。

そのため、本市における令和3年度の保育所等保育料については、据え置きしたいと考えています。

なお、令和2年地方税法等一部改正法により、令和3年度以後の市町村民税の算定について、未婚のひとり親も対象とした控除が創設されることに伴い、子どものための教育・保育給付の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付の対象等における未婚のひとり親にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用規定を削除する改正を行う通知がありました。（令和2年12月25日付 内閣府子ども・子育て本部統括官通知）

この改正に伴い、長野市保育所等の利用者負担額等に関する規則の未婚のひとり親にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用規定を削除することとします。

現在、未婚のひとり親にかかる保育所等保育料は、保護者の申請に基づき寡婦（夫）控除のみなし適用を行って算出した市町村民税所得割課税額により算定していますが、令和3年9月以後の保育所等保育料の算定においては、保護者の申請は必要がなくなります。